令和3年9月6日

木曽岬中学校 保護者 様

木曽岬町教育委員会
木曽岬町立木曽岬中学校
校長　水谷 予司之

木曽岬中学校における9月13日以降の対応について

平素より本町の教育活動にご理解、ご支援を賜りありがとうございます。また、分散登校、タブレット端末を利用したオンラインによる家庭学習の期間中においては、多大なるご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本町における感染状況は、依然予断を許さない状況が続いておりますが、教育委員会といたしましては、子どもの学びを保障していくために、今後は感染防止対策を十分に図りながら、学校行事等を含めた教育活動を継続していくことが重要であると考えております。

つきましては、中学校における9月13日（月）からの教育活動を下記のとおりとしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

記

1 9月13日（月）～17日（金）　分散登校と全員登校を組み合わせて実施

〇実施方法【例】

・9月13日（月）・14日（火）は分散登校をします。

※ 出席番号が奇数の生徒は、13日（月）に登校し、14日（火）は家庭でオンライン授業を行います。

※ 出席番号が偶数の生徒は、13日（月）は家庭でオンライン授業を行い、14日（火）に登校します。

・9月15日（水）～17日（金）は、全員登校とします。

・給食は実施しません。

・午前に授業を行い、午後に家庭学習の時間を設けます。（オンラインでのやり取りも予定しています）

・始業時刻は8：30、下校時刻は12：20です。

・部活動は全面休止とします。

・持ち物や家庭学習の課題等については、9月10日（金）までにあらためて連絡いたします。

	9月13日（月）	9月14日（火）	9月15日（水）	9月16日（木）	9月17日（金）
午前	出席番号奇数の生徒 分散登校	出席番号奇数の生徒 （家庭でのオンライン授業）	全員登校	全員登校	全員登校
	出席番号偶数の生徒 （家庭でのオンライン授業）	出席番号偶数の生徒 分散登校			
午後	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習

2 9月21日（火）以降　通常登校

・給食は実施します。

・部活動は、自校内での活動を行います。

3 家庭における健康管理等について

・引き続き、毎朝のご家庭での健康チェックを行ってください。
・手洗い、咳エチケット、換気、人との距離の確保等、感染予防に心がけてください。
・風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診してください。
・登校後にお子さまに発熱がみられた場合、熱がなくても風邪症状等で学校生活を送ることが難しいと判断した場合は、お迎えをお願いしますので、症状がなくなるまで自宅での休養をお願いします。
・不要不急の外出は避けてください。
・マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しくマスクを着用することが重要です。また、一般的なマスクでは、素材が不織布のマスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていますので、お子様に対応いただく際の参考にしてください。

◇ 以下の場合は、すみやかに学校へ連絡するとともに、登校は控えてください。

① お子さまに発熱等の風邪症状がある場合
② お子さまが濃厚接触者となった場合
③ お子さまが体調不良や接触者・濃厚接触者として抗原検査・PCR検査を受けることになった場合
④ 同居のご家族が体調不良や接触者・濃厚接触者として抗原検査・PCR検査を受けることになった場合
⑤ お子さまの同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

4 学校における感染症対策について

・子どもたちの健康状態に配慮しながら、正しいマスクの着用や咳エチケット、手洗いの励行等、基本的な感染予防に努めます。
・集団感染のリスクを低減するため、可能な限り3つの密（密集・密閉・密接）が同時に重ならないよう努めます。
・可能な限り、頻繁な換気（対角上の窓を20㎝ほどあけての常時換気と休み時間毎の窓の全開を組み合わせる等）を行うことで教室内の十分な換気に努めます。
・給食時における感染症対策を再確認し、食事前後の手洗いの徹底や、給食時間（準備～片付けの間）に常時窓を全開にし、教室内の空気の入れ替えを十分に行います。

◎ 学校での教育活動再開後、校内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合、感染拡大の状況等に応じて、学校・学年・学級単位で臨時休業することがあります。その都度メール配信などでお知らせしますので、ご理解ご協力の程宜しくお願いします。

5 その他

・事態の変化により変更の可能性があります。変更の際は、速やかに連絡いたします。

◎ みなさまへのお願い ◎

感染者を特定しようとする行為ならびに感染者やその家族、所属する組織（学校　等）への心ない中傷や差別などが社会的な問題となっております。どうか人権尊重・人権擁護・個人情報保護の観点という立場から、特段のご理解とご配慮をいただきますよう、重ねてお願いいたします。